

# 新潟県環境保全型農業拡大緊急支援事業実施要領

制定 令和4年7月20日農園第467号

新潟県環境保全型農業拡大緊急支援事業（以下、「事業」という。）の実施に当たっては、新潟県補助金等交付規則及び新潟県農産園芸費補助金等交付要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第1 目的

農作物の生産において必要不可欠な資材の一つである化学肥料は、原料の大部分を海外からの輸入に依存しており、国際市況の影響を強く受けざるを得ない。

将来にわたって良質な農産物を安定的に供給していくため、肥料原料の国際市況の影響を受けにくい生産体制を確立することが必要であり、みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日閣議決定）においても2050年までに化学肥料の使用量の30%低減を目指すとしている。

このため、化学肥料から有機質肥料等へ転換し、環境と調和した持続可能な農業の取組の拡大を支援する。

## 第2 事業の内容

本事業は、化学肥料の代替として有機質肥料を施用又は堆肥等による土づくりを行い、特別栽培農産物（特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知）第3に定義される特別栽培農産物をいう。）及び有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）第4条の基準に従い生産された農産物をいい、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項に規定する登録認証機関の認証を受けたものに限る。）の生産の拡大に対して支援を行う。

## 第3 実施基準

この事業の実施基準については、別表1のとおりとする。

## 第4 事業実施計画の作成

事業主体は、県等の関係機関の助言を得て、事業実施計画書（別紙様式1号）を作成するものとする。

## 第5 事業実施計画の認定等

- 1 事業主体は、事業実施申請書（別記様式第1号）を作成のうえ、所管の地域振興局を経由して知事に提出し、事業の認定を受けるものとする。
- 2 知事は、前項の申請の内容を審査し、更に必要に応じて、現地調査等を行い、適当と認められる事業実施計画について認定を行うものとする。
- 3 事業主体は、要綱で定める軽微な変更以外の変更をするときは、前2項の規定に準じ、事業実施変更申請書を作成し、知事の認定を受けるものとする。

## 第6 事業の実施

事業は、第5第2項の規定により認定された事業実施計画に基づき、事業主体が実施するものとする。

## 第7 完了に伴う手続き

事業主体は、事業が完了したときは、完了報告書（別記様式第2号）を作成し、所管の地域振興局を経由して知事に提出するものとする。

## 第8 達成状況報告

事業主体は、事業実施計画に基づき、目標年度に当該計画の達成状況を調査し、達成状況報告書（別記様式第3号）を令和5年12月10日までに、所管の地域振興局を経由して知事に提出するものとする。

なお、達成状況報告時の助成対象面積が、完了報告時の助成対象面積を下回る場合は、助成対象面積の差に相当する経費を返還するものとする。

## 第9 事業の推進体制

県は関係機関と連携し、事業実施計画の策定、事業の実施及び事業実施後の運営等について、指導助言に当たるものとする。

## 第10 事務取扱等

- 1 事業に係る事務取扱は、地域振興局及び農林水産部農産園芸課が行うものとする。
- 2 事業の実施に当たり提出する書類の種類、提出先及び提出部数並びに事務処理系統は、別表2によるものとする。
- 3 事業主体から事業実施計画を受理した地域振興局は、申請に係る各事業実施計画の審査を行うものとする。審査に当たっては、効率的な執行の観点から、事業の必要性、計画の妥当性、事業規模、費用等からみた事業効果などに留意するものとする。

## 第11 事業実施後の措置等

事業主体は、事業実施にかかる予算、会計等の関係書類及び帳簿を備え、処理の経過等を明らかにしておくものとする。

## 第12 助成措置

県は、予算の範囲内において、事業の実施に要する経費に対して助成を行うものとする。

## 第13 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、令和4年7月20日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

別表1 実施基準

事業主体	目標年度	事業種目及び事業内容		
市町村	令和5年度	<p>1 環境保全型農業拡大緊急支援事業</p> <p>令和4年産又は令和5年産の特別栽培農産物及び有機農産物（転換期間中のほ場で生産されたものを含む。以下同じ。）の作付拡大に要する有機質肥料等の購入経費を支援</p> <p>(1) 対象経費 以下に該当する資材の購入費</p> <table border="1" data-bbox="607 544 2033 1361"> <tr> <td data-bbox="607 544 846 1361">有機質肥料</td> <td data-bbox="851 544 2033 1361"> <p>①普通肥料 肥料の品質の確保等に関する法律（以下、「法」という。）第4条第1項の規定に基づき農林水産大臣又は都道府県知事の登録を受けた普通肥料（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）のうち、4有機質肥料（動植物質のものに限る）以外にあっては、有機質肥料を使用したもの又は原料規格第1、原料規格第2中2、3、8及び15の項に掲げる原料を使用した肥料に限る）</p> <p>②特殊肥料 法第22条第1項の規定に基づき都道府県知事に届け出た特殊肥料であって、特殊肥料等を指定する件（昭和25年6月20日農林省告示第177号）の1（イ）の粗砕石灰石、同（ロ）の精糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料及び石こうを除く 同（ハ）の混合特殊肥料にあっては、粗砕石灰石、精糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料及び石こうのみを原料として配合された肥料を除く。</p> <p>③指定混合肥料 法第16条の2第1項又は第2項の規定に基づき農林水産大臣又は都道府県知事に届け出た指定混合肥料であって、上記①、②のいずれかを原料として使用している肥料</p> </td> </tr> </table>	有機質肥料	<p>①普通肥料 肥料の品質の確保等に関する法律（以下、「法」という。）第4条第1項の規定に基づき農林水産大臣又は都道府県知事の登録を受けた普通肥料（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）のうち、4有機質肥料（動植物質のものに限る）以外にあっては、有機質肥料を使用したもの又は原料規格第1、原料規格第2中2、3、8及び15の項に掲げる原料を使用した肥料に限る）</p> <p>②特殊肥料 法第22条第1項の規定に基づき都道府県知事に届け出た特殊肥料であって、特殊肥料等を指定する件（昭和25年6月20日農林省告示第177号）の1（イ）の粗砕石灰石、同（ロ）の精糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料及び石こうを除く 同（ハ）の混合特殊肥料にあっては、粗砕石灰石、精糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料及び石こうのみを原料として配合された肥料を除く。</p> <p>③指定混合肥料 法第16条の2第1項又は第2項の規定に基づき農林水産大臣又は都道府県知事に届け出た指定混合肥料であって、上記①、②のいずれかを原料として使用している肥料</p>
有機質肥料	<p>①普通肥料 肥料の品質の確保等に関する法律（以下、「法」という。）第4条第1項の規定に基づき農林水産大臣又は都道府県知事の登録を受けた普通肥料（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）のうち、4有機質肥料（動植物質のものに限る）以外にあっては、有機質肥料を使用したもの又は原料規格第1、原料規格第2中2、3、8及び15の項に掲げる原料を使用した肥料に限る）</p> <p>②特殊肥料 法第22条第1項の規定に基づき都道府県知事に届け出た特殊肥料であって、特殊肥料等を指定する件（昭和25年6月20日農林省告示第177号）の1（イ）の粗砕石灰石、同（ロ）の精糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料及び石こうを除く 同（ハ）の混合特殊肥料にあっては、粗砕石灰石、精糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料及び石こうのみを原料として配合された肥料を除く。</p> <p>③指定混合肥料 法第16条の2第1項又は第2項の規定に基づき農林水産大臣又は都道府県知事に届け出た指定混合肥料であって、上記①、②のいずれかを原料として使用している肥料</p>			

緑肥種子

収穫せずに田畑にすき込み次に栽培する作物の肥料とすること又は有機物補給による土壌の団粒化や透水性の改善等による土づくりを目的として栽培する作物の種子

※運搬費、散布費は対象外とする。ただし、それらが資材の本体価格に含まれ、分割することが出来ない場合はその限りでない。

(2) 助成対象者  
販売農家

(3) 採択基準

助成対象者単位で令和4年産又は令和5年産において特別栽培農産物（新潟県が定める地域慣行栽培基準がある作物に限る）及び有機農産物の作付面積の合計が、それぞれ前年産の作付面積の合計と比べて10アール以上拡大すること。

(4) 補助額等

定額：10アールあたり6,000円以内

ア 助成対象者単位で令和4年産（令和4年産にあっては本要領制定後に播種又は植付けしたものに限り）において令和3年産と比較し、特別栽培農産物及び有機農産物の作付面積の合計面積の増加分に対し助成する。

イ 助成対象者単位で令和5年産において令和4年産と比較し、特別栽培農産物及び有機農産物の作付面積の合計面積の増加分に対し助成する。

ウ 助成対象者単位の助成対象面積の合計面積に対して市町村へ助成する。

別表2 書類の提出先及び提出部数並びに事務処理系統

提出する書類	提出先	提出部数	事務処理系統 ( )内は必要部数等
事業実施申請書 事業実施計画書添付	地域振興局	2	→地域振興局 → 農産園芸課 (1) (1)
完了報告書 実績書添付		2	→地域振興局 → 農産園芸課 (1) (1)
達成状況報告書		2	→地域振興局 → 農産園芸課 (1) (1)

(参 考)

提出する書類	提出先	提出部数	事務処理系統 ( )内は必要部数等
補助金交付申請書 ※変更を含む	地域振興局	1	→地域振興局 → 農産園芸課 (1)
(補助金概算払請求書)			
補助金実績報告書 補助事業収支明細書添付			
遂行状況報告書			

別記様式第1号（事業実施申請書）

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

事業主体名  
代表者名

新潟県環境保全型農業拡大緊急支援事業実施（変更）申請書

下記のとおり事業を実施（変更）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

事業種目	事業主体	事業費 円	負担区分			着 手 予 定 年月日	完 了 予 定 年月日	備 考
			県補助金 円	事業主体 負担 円	その他 円			
合計								

添付書類

事業実施計画書（別紙様式1号）

【誓約書】

- 私たちは暴力団又は暴力団員ではありません。  
また、これらの者と社会的に非難されるような関係はありません。

※ 誓約書は、にレ点チェックをして誓約すること。

別記様式第2号（完了報告書）

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

事業主体名  
代表者名

新潟県環境保全型農業拡大緊急支援事業完了報告書

下記のとおり事業を完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

事業種目	事業主体	事業費	負担区分			完了 年月日	備考
			県補助金	事業主体 負担	その他		
		円	円	円	円		
合計							

添付書類

実績書（別紙様式1号）

別記様式第3号（達成状況報告書）

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

事業主体名

代表者名

新潟県環境保全型農業拡大緊急支援事業達成状況報告書

新潟県環境保全型農業拡大緊急支援事業実施要領第8の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類

達成状況報告書（別紙様式2号）